

# 仕様書

## 1 件名

塩化銀等売払

## 2 業務の目的

旧環境分析センターにおいて発生した有価物品（塩化銀含有物及び白金製物品）を売払うもの。

## 3 売払物品

### (1) 塩化銀含有物

#### ア 数量

約 16kg（容器重量 0.69kg を除いた重量）

注1）上記の塩化銀含有物は、化学的酸素要求量の水質分析で発生した廃液に、塩化ナトリウムを混ぜて生じた沈殿物を自然乾燥したものであり、全体の重量は、水分およびその他不純物が含まれる。

注2）数量は、「イ 性状の確認」のサンプルの提供前における重量を示す。引渡しする物品は、サンプル提供を行った後の状態での現状渡しとなるため、重量の変動があっても契約金額は変更しない。

#### イ 性状の確認（別紙 写真1）

入札参加者は、価格算出用のサンプルとして1者当たり30gまで提供を受けることができる。その際の経費についてはすべて入札参加者の負担とする。

### (2) 白金製物品

#### ア 数量

約 66g（白金るつぼ1：30g、白金るつぼ2：30g、白金耳：1g、白金付きトング（白金部のみ）：5g）

#### イ 性状の確認（別紙 写真2）

上記の白金製物品の白金純度は99.7%以上である（日本産業規格品）。使用済み品であるため、状態・形状は添付写真または春日井市が指定する場所において確認することができる。その際にサンプルの提供はできない。

#### 4 売買代金の納付

買受人は、契約を締結した日から10日以内（最終日が春日井市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い同項各号に掲げる日でない日）に春日井市が発行する納入通知書により売買代金を納付すること。

#### 5 引渡場所

春日井市高蔵寺町2丁目151番地 旧環境分析センター 水質実験室

#### 6 引渡し

- (1) 春日井市は、売買代金の納入確認後、速やかに引取り指示の連絡を行う。
- (2) 買受人は、原則として、本市職員から引取り指示の連絡を受けた日から令和8年9月28日（月）までに引取ること。
- (3) 引渡しは、上記5引渡場所にて本市職員及び買受人の両者が立会いのもと行う。
- (4) 引渡場所からの運搬・積込作業については買受人が行い、引渡しに伴う必要な費用は全て買受人の負担とする。
- (5) 引渡された有価物品に含まれる不純物等については、買受人の責任において処分する。
- (6) 引渡後の運搬・処理について、買受人は「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令に該当することが生じる場合は、それらを遵守すること。
- (7) 買受人は有価物品の引渡しと同時に、春日井市へ受領書を提出すること。

#### 7 所有権の移転

物品の所有権は、引渡し完了時に、春日井市から買受人に移転するものとする。

#### 8 その他

本件に関して疑義が生じた場合は、春日井市と買受人が協議して、対応を決定する。